

令和6年第2回（6月）

川口市議会定例会

一般議案

令和6年第2回（6月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 80号	川口市税条例の一部を改正する条例	1
議案第 81号	川口市立美術館運営審議会条例	4
議案第 82号	川口市美術品等選考評価委員会条例	6
議案第 83号	川口市立美術館設置及び管理条例	8
議案第 84号	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	15
議案第 85号	川口市障害者短期入所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	18
議案第 86号	川口市家庭保育条例を廃止する条例	19
議案第 87号	川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例	20
議案第 88号	川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	24
議案第 89号	財産の取得について（塵芥車（3t））	25
議案第 90号	財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I型））	26
議案第 91号	財産の取得について（高規格救急自動車）	27
議案第 92号	財産の取得について（高度救命処置用資機材）	28
議案第 93号	財産の取得について（消防団ポンプ自動車（CD-I型））	29
議案第 94号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	30
議案第 95号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	31
議案第 96号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	32
議案第 97号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	33
議案第 98号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	34
議案第 99号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	35
議案第 100号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	36
議案第 101号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	37
議案第 102号	専決処分の承認について（令和5年度川口市一般会計補正予算）	38

議案第103号	専決処分の承認について（令和5年度川口都市計画土地区画 整理事業特別会計補正予算）……………	41
議案第104号	専決処分の承認について（川口市税条例の一部を改正する条 例）……………	43
議案第105号	専決処分の承認について（川口市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例）……………	55
議案第106号	専決処分の承認について（裁判上の和解について）……………	57
議案第107号	市道路線の認定について（幹線第118号線）……………	59
議案第108号	川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……………	60
議案第109号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	61

議案第 80号

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第2項第5号中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第134条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第134条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第11条の2中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第11条の2第14項を削り、同条第13項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号

ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。

附則第11条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第14条の2第4項を削る。

附則第15条中「又は第4項」を削る。

附則第23条の2中「第32項、第35項」を「第34項」に、「第39項」を「第38項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の川口市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 81号

川口市立美術館運営審議会条例

(設置)

第1条 川口市立美術館（以下「美術館」という。）の円滑な運営を図るため、川口市立美術館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、美術館の運営に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 知識経験者
- (3) 美術関係者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その

意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画推進委員会の項の次に次のように加える。

美術館運営審議会	会 長	日 額	7, 8 0 0 円
	委 員	日 額	7, 2 0 0 円

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 82号

川口市美術品等選考評価委員会条例

(設置)

第1条 川口市立美術館に収蔵する美術作品、美術に関する資料等（以下「美術品等」という。）の収集を適正かつ円滑に行うため、川口市美術品等選考評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 寄贈若しくは寄託を受け、又は購入しようとする美術品等の選考及び評価に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、美術品等の収集に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、美術関係者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表交通安全対策協議会の項の前に次のように加える。

美術品等選考評価委員会	委員長	日額	7,800円
	委員	日額	7,200円

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 83号

川口市立美術館設置及び管理条例

(設置)

第1条 本市は、市民の美術に関する知識及び教養の向上を図り、もって豊かな文化生活の形成に寄与することを目的として、美術館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川口市立美術館	川口市川口3丁目1番2号

(業務)

第3条 美術館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 美術に関する展覧会、講演会、講習会、創作体験事業等の実施に関すること。
- (2) 美術品、美術に関する資料等（以下「美術品等」という。）の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- (3) 美術に関する情報の収集、調査及び研究に関すること。
- (4) 展示ホール、展示室1、展示室2、多目的室及びギャラリー（以下「展示ホール等」という。）の利用に関すること。
- (5) 美術に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 美術館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、美術館において次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する業務に関すること。
- (2) 利用の許可に関すること。

(3) 施設、設備及び美術品等の維持、管理及び軽易な修繕に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理に関する業務で市長が特に認めるもの
(開館時間)

第6条 美術館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、美術館に展示されている美術品等を観覧しようとする者が展示ホール等に入場することができる時間(次項において「入場時間」という。)は、午前10時から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て同項の開館時間及び入場時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たる場合は、その直後の休日でない日)

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用の範囲等)

第8条 指定管理者は、美術館が実施する業務に支障のない範囲内において、展示ホール等を利用させることができる。

2 前項の規定により展示ホール等を利用させることができる期間は、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(利用の手続等)

第9条 展示ホール等を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 美術館に保管され、又は展示されている美術品等について、熟覧、模写、模造、撮影又は写真原版の利用をしようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、美術館の管理上必要があると認めるときは、前2項の許可に条

件を付けることができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項又は第2項の許可をしない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 美術館の施設、設備又は美術品等を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) 第1条に規定する目的に反するとき。
- (4) ギャラリーを利用しようとする場合において、入場料その他これに類する料金（別表第2において「入場料等」という。）を徴収しようとするとき。
- (5) その他美術館の管理上支障があるものとして市長が別に定めるとき。

(入館の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の疾患者
- (2) 美術館の施設、設備又は美術品等を汚損し、又は毀損するおそれがある者
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物又は物品を携行する者
- (4) 美術館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者
- (5) その他美術館の管理上支障がある者

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 第9条第1項又は第2項の許可を受けたものは、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、管理上特に必要があるものとして市長が別に定めるとき、又は第9条第1項若しくは第2項の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

2 市又は指定管理者は、第9条第1項又は第2項の許可を受けたものが前項各号のいずれかに該当することにより、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 第9条第1項の許可を受けたもの（以下「展示ホール等利用者」という。）は、展示ホール等の利用を終えたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。前条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 展示ホール等利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者において原状に復し、これに要した費用は、展示ホール等利用者の負担とする。

(観覧料等)

第15条 美術館に展示されている美術品等を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が当該美術品等の観覧につき観覧料を徴収しないこととしたときは、この限りでない。

2 観覧料の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 展示ホール等利用者は、利用の許可を受けたときは、展示ホール等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

4 利用料金の額は、別表第2に定める金額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5 第1項及び第3項の場合において、当該納付された観覧料及び利用料金（以下「観覧料等」という。）は、指定管理者の収入とする。

(観覧料等の減免)

第16条 指定管理者は、市長が特に必要と認めて別に定めるときは、観覧料等を減額し、又は免除するものとする。

(観覧料等の不還付等)

第17条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めて別に定めるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(損害賠償)

第18条 美術館に展示されている美術品等を観覧する者、展示ホール等利用者その他美術館を利用する者は、その責めに帰すべき理由により美術館の施設、設備又は美術品等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定の取消し等の特例)

第19条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理に係る業務を停止したとき、又は指定管理者を指定することができないときは、美術館の管理を行うものとする。

2 前項の規定により市長が美術館の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月24日から施行する。

(川口市都市公園条例の一部改正)

2 川口市都市公園条例（昭和53年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「別表第1」を「別表第1グリーンセンター公園の項」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第1川口西公園の項に規定する有料施設の利用手続、使用料その他管理に関し必要な事項は、川口市立美術館設置及び管理条例（令和6年条例第号）の定めるところによる。

別表第1に次のように加える。

川 口 西 公 園	川 口 市 立 美 術 館	美 術 館	
		展 示 ホール	
		展 示 室	1
		展 示 室	2

		多 目 的 室
		ギ ャ ラ リ ー

別表第1（第15条関係）

区分			観覧料（1回につき）
常設展示	個人	一般	300円
		大学生及び高校生	210円
	団体	一般	1人につき 240円
		大学生及び高校生	1人につき 170円
企画展示			2,500円

備考

- 1 常設展示については中学生以下の者、企画展示については小学校就学前の者は、無料とする。
- 2 「一般」とは、大学生、高校生、中学生、小学生及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- 3 「大学生」とは、大学若しくは短期大学に在学する学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 「高校生」とは、高等学校に在学する生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 5 「団体」とは、有料観覧者が20人以上の集団をいう。

別表第2（第15条関係）

施設区分	利用料金（1日当たり）	
	市民等	市民等以外の者又は団体
展示ホール	82,000円	123,000円
展示室1	88,000円	132,000円
展示室2	38,000円	57,000円
多目的室	12,000円	19,000円
ギャラリー	6,000円	9,000円

備考

- 1 「市民等」とは、市内に住所がある者（法人を含む。）、市内の事業所等に勤務する者若しくは市内に所在する学校等に在学する者又は構成員の2分の1以上がこれらの者である団体をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合の利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 入場料等（その額に段階があるときは、最高の額とする。）が1人につき1,000円未満の場合 当該利用料金に10分の4を乗じて得た額を加算した額
 - (2) 入場料等（その額に段階があるときは、最高の額とする。）が1人につき1,000円以上2,000円未満の場合 当該利用料金に10分の6を乗じて得た額を加算した額
 - (3) 入場料等（その額に段階があるときは、最高の額とする。）が1人につき2,000円以上の場合 当該利用料金に10分の10を乗じて得た額を加算した額

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 84号

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第72号)の一部を次のように改正する。

第25条中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第29条第2項第4号中「17人」を「15人」に改め、同項第5号中「27人」を「25人」に改める。

第31条第2項第4号中「17人」を「15人」に改め、同項第5号中「27人」を「25人」に改める。

第43条中「事業所(」の次に「以下」を加える。

第44条第2項第4号中「17人」を「15人」に改め、同項第5号中「27人」を「25人」に改める。

第47条第2項第4号中「17人」を「15人」に改め、同項第5号中「27人」を「25人」に改める。

(川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第35条第2項中「17人」を「15人」に、「27人」を「25人」に改める。

(川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表1の項中「27人」を「25人」に改め、同表2の項中「17人」を「15人」に改める。

第14条第1項の表第12条第1項の項を次のように改める。

第12条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	、及び	、並びに

（川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第4条 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「17人」を「15人」に、「27人」を「25人」に改める。

第12条中「規定する主務大臣」を「規定する内閣総理大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、第1条の規定による改正後の川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項、第2条の規定による改正後の川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項、第3条の規定による改正後の川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項並びに第4条の規定による改正後の川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第3項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項、第2条の規定による改正前の川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項、第3条の規定による改正前の川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項並びに第4条の規定による

改正前の川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 85号

川口市障害者短期入所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市障害者短期入所施設設置及び管理条例（平成27年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条の表川口市障害者短期入所施設しらゆりの家の項中「川口市障害者短期入所施設しらゆりの家」を「川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家」に改め、同表に次のように加える。

川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家	川口市柳崎1丁目13番29号
----------------------	----------------

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 86号

川口市家庭保育条例を廃止する条例

川口市家庭保育条例（昭和52年条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 87号

川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に改め、「水道」の次に「、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」を加え、「（以下「実務経験」という。）を2年」を「を3年」に改め、「有する者」の次に「（水道に関する技術上の実務に従事した経験を1年6月以上有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「実務経験を3年」を「水道等に関する技術上の実務に従事した経験を4年」に改め、「有する者」の次に「（水道に関する技術上の実務に従事した経験を2年以上有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「よる専門学校」の次に「（以下「短期大学等」という。）」を加え、「次条第2号」を「次号並びに次条第1号、第2号」に、「実務経験」を「水道等に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、「有する者」の次に「（水道に関する技術上の実務に従事した経験を2年6月以上有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「ものに」を「者に」に、「実務経験」を「水道等に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、「有するもの」の次に「（水道に関する技術上の実務に従事した経験を6月以上有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程若しくは学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に、「課程若しくは学科目を」を「課程を」に、「実務経験」を「水道等に関する技術上の実務に従事した経験」に、「年数」を「水道等に関する技術上の実務に従事した経験に関する年数（以下この号において「水道等に関する最低経験年数」という。）」に改め、「有する者」の次に「（水道に関する技術上の実務に従事した経験をそれぞれ当該各号に規定する水道等に関する最低経験年数に2分の1を乗じて得た年数以上有する者に限る。）」を加え、同号

を同条第9号とし、同条第6号中「修了した後」の次に「、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を」を加え、「実務経験を1年」を「2年」に、「実務経験を2年」を「3年」に改め、「有するもの」の次に「（水道に関する技術上の実務に従事した経験を、第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については1年6月以上有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を5年以上有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等学校」の次に「（以下「高等学校等」という。）」を加え、「実務経験」を「水道等に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、「有する者」の次に「（水道に関する技術上の実務に従事した経験を3年6月以上有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を8年以上有する者（水道に関する技術上の実務に従事した経験を4年以上有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を6年以上有する者（水道に関する技術上の実務に従事した経験を3年以上有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を3年以上有するもの（水道に関する技術上の実務に従事した経験を1年6月以上有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号に規定する学校、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、水道に関する技術上の実務に従事した経験を、同号に規定する学校を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程

にあつては、修了した者) については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上有する者

第4条第2号中「、第3号又は第4号」を削り、「において土木工学以外の」を「、短期大学等又は高等学校等において」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第1号」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験を、同号」に改め、「実務経験を」を削り、「同条第3号に規定する学校」を「短期大学等」に、「同条第4号に規定する学校」を「高等学校等」に改め、同条第3号中「実務経験」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同条第4号中「、第3号又は第4号」を削り、「において」を「、短期大学等又は高等学校等において」に、「学科目」を「課程」に、「同条第1号」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験を、同号」に改め、「実務経験を」を削り、「同条第3号に規定する学校」を「短期大学等」に、「同条第4号に規定する学校」を「高等学校等」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「実務経験を」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、「卒業した者」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、水道に関する技術上の実務に従事した経験を1年以上有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、水道に関する技術上の実務に従事した経験を3年以上有するもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者とみなす。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 88号

川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中

12,440	13,320	14,200
10,670	11,550	12,440
8,900	9,790	10,670

を

12,500	13,350	14,200
10,800	11,650	12,500
9,100	9,950	10,800

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川口市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた川口市消防団員等公務災害補償条例第6条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第5条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 89号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 塵芥車（3 t）
- 2 納入場所 川口市大字藤兵衛新田290
- 3 納入者 埼玉県上尾市上尾下1040番1
株式会社モリタエコノス埼玉支店
支店長 安達敬幸
- 4 数量 7台
- 5 取得価格 69,355,000円

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 91号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 高規格救急自動車
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市幸町1丁目4番15号
埼玉トヨタ自動車株式会社川口店
店長 島山 正
- 4 数量 3台
- 5 取得価格 67,386,000円

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 92号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 高度救命処置用資機材
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 東京都豊島区駒込1丁目14番9号
エイバン商事株式会社
代表取締役 武内 淳一
- 4 数量 3式
- 5 取得価格 48,840,000円

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 93号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 消防団ポンプ自動車（CD-I型）
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市安行吉蔵163番地
埼玉消防機械株式会社東部営業所
所長 高橋 怜
- 4 数量 3台
- 5 取得価格 75,570,000円

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 94号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 A氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 95号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 B氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 96号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 C氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 97号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

草加市在住 D氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 98号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都新宿区在住 E氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 99号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都国分寺市在住 F氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第100号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 G氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第101号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 H氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第102号

専決処分の承認について

令和5年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

令和5年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

川口市長 奥ノ木 信 夫

令和5年度川口市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度川口市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	執務室移転業務費	14,300 円	
3 民生費	2 老人福祉費	地域密着型サービス等整備助成事業	1,820	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業	20,999	
		3 河川費	河川管理施設長寿命化改修事業	27,676
		4 都市計画費	上青木東西線街路整備事業	238,545
			芝地区住宅市街地総合整備事業	45,480
			桜町地区住宅市街地総合整備事業	21,098
			芝中央地区住宅市街地総合整備事業	35,233
芝中央沿道第1土地区画整理事業	40,370			
9 消防費	1 消防費	消防庁舎等改修事業	38,626	
		水道事業会計負担金	2,336	
10 教育費	8 体育費	体育施設整備費	55,740	

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	133,000千円	496,305千円
	4 都市計画費	六間通り線機能・魅力向上事業	9,218	120,240

議案第103号

専決処分の承認について

令和5年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

令和5年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

川口市長 奥ノ木 信 夫

令和5年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 土地区画整理事業費	3 芝東第4事業区画整理費	芝東第4事業費	20,340千円	24,051千円
	7 安行藤八特定事業区画整理費	安行藤八特定事業費	63,400	67,594

議案第104号

専決処分の承認について

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

川口市長 奥ノ木 信 夫

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第8条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第8条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第8条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の5の3から第34条の8まで、附則第6条第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、前条及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の6第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第8条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通

徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この条及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額と、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものと、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額と、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては無いものと、第3期納期においてはその者の第1

期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額と、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものと、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。
（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第8条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民

税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額と、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額と、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する

税額と、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額と、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、

同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額は無いものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者

の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額と、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第8条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の5の3から第34条の8まで、附則第6条第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、附則第8条の4及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第9条第2項中「前条」を「附則第8条の4」に改め、同条第3項中「第34条の8第1項」の次に「、附則第8条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第34条の8第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第8条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第9条第2項」と、

前条中「附則第8条の4」とあるのは「附則第8条の4、次条第2項」とする」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第12条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

附則第13条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

附則第14条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第14条の3第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「（令和3年度分の固定資産税にあっては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分

」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第16条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第17条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条の 3 の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条の 3 の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条の 3 の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、令和 2 年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 20 条の 2 中「令和 3 年改正法附則第 14 条」を「令和 6 年改正法附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 21 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画

税にあつては、令和 2 年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第 22 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、令和 2 年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の川口市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第105号

専決処分の承認について

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

川口市長 奥ノ木 信 夫

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第106号

専決処分の承認について

学校活動中の負傷事故に係る損害賠償請求事件に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

学校活動中の負傷事故に係る損害賠償請求事件に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年4月10日

川口市長 奥ノ木 信 夫

裁判上の和解について

学校活動中の負傷事故に関する損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

1 原告

川口市在住

男 性 17歳（事故当時14歳）

2 被告

川口市

3 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、180万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和6年5月31日限り、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

議案第107号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
幹 線 第118号線	大字新井宿字下一斗蒔15番6地先	大字新井宿字下一斗蒔16番8地先		57.2	59.4

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第108号

川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

川口市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

記

小林 政 仁 44歳 さいたま市在住

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 小林 政 仁

年 齢 44歳

現 住 所 さいたま市在住

平成23年 3月 税理士登録

令和 2年 6月 川口市公有財産管理委員会委員

令和 3年 7月 川口市固定資産評価審査委員会委員

令和 4年11月 川口商工会議所常議員

令和 5年 4月 関東信越税理士会川口支部副支部長兼業務対策部長

議案第109号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

海老原 重 子 62歳 川口市在住

令和6年6月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 海老原 重 子

年 齢 62歳

現 住 所 川口市在住

平成27年12月 民生委員・児童委員

平成28年 4月 幸栄地区社会福祉協議会役員

令和 4年12月 川口市赤十字奉仕団役員